

ロシア連邦憲法（草案）

オルタナティヴ草案

1992年3月

KK資料集第5巻 607-6643頁

（643-651頁に起草者による「草案のポイント」掲載）

Обозреватель 1巻 27-48頁

（ソプチャーキ、アレクセーエフ、カルムイコフ、ホフロフによる）

（前文）

ロシア人民は、自由な市民の自由な共同体としての民主的な世俗的法治国家を断固として形成し、自らとその将来の子孫のためにロシア社会の豊かな暮らしと繁栄を保障する決意をもって、主権的権利を行使し、以下のことを達成することを表明する。

—社会における自由、民主主義、法の支配および裁判を保障し、

—すべてのロシア国民、ロシアを構成する民族および民族集団の権利および自由、その人民的、民族的財産、言語および伝統を擁護し、

—万人の尊敬に値する生活水準を保障するための経済的、政治的諸制度および文化を発展させ、

—世界の人民のあいだで自らを先進的な平和愛好的な市民社会として認め、

ロシアの多民族からなる人民の最高の目的は、人種および民族的帰属、性、年齢および社会的状態の別なく、幸福な、完全な生活の意義、物質的および精神的自由、福祉、市民、国のために、地球上のすべての人びとのための平和および安全である。

これを承認するためにロシアの人民はこの憲法を制定する。

第1章 ロシア市民

第1節 基本的権利および自由

第1条

ロシアは、人、その統一、奪われることのない権利および自由を最高の価値とする、法の支配する民主的な世俗的国家である。

第2条

① 人の尊厳は、絶対的かつ不可侵である。何ごとであれ、それを軽んずる理由とすることはできない。

② 基本的権利および自由は、ロシアにおいて生まれながらにして各人に帰属する。それは、絶対的で譲り渡すことのできず、法律および裁判によることのない何人の侵害からも擁護されるものとして承認される。

③ ロシアにおいてはすべての人が法律および裁判の前に平等である。何人も、出生、性、人種、民族的帰属、言語、宗教、政治的および宗教的な信条を理由とし、または何らかの個人的もしくは社会的性格を有するその他の条件および事情による差別、権利および自由の侵害もこれを行ってはならない。

④ ロシア連邦は、その市民に対して国外における保護および庇護を保証する。

⑤ 人権は、ロシアにおいては、直接に効力を有する権利である。人権は、そのようなものとして、立法、執行権および裁判を拘束する。人権に関する憲法の諸規定は、ロシア連邦が批准した

国際法の一般に承認された初期版にしたがって解釈されなければならない。

⑥ 第1章のこの章の諸規定は、憲法の施行後に直ちにロシア連邦の全領域に及ぶ。

第3条

① ロシアにおいては、以下の権利が承認され、保証される。

- 1) 生命、肉体的および道徳的不可侵に対する権利
- 2) 人身の自由および安全に対する権利
- 3) 人格の自由な発展に対する権利
- 4) 良心の自由、精神的、宗教的および文化的自由に対する権利
- 5) 思想、理念および見解の自由な表明および普及、文学、芸術、学術および技術の創造の自由、教授の自由、出版、あらゆる情報の伝達および普及の自由に対する権利
- 6) ロシア連邦の全領域における移転ならびに滞在および居住選択の自由、国外への自由な出国および自由な帰国に対する権利
- 7) 団結の権利
- 8) 平和に、武器を持たず、暴力的行為の目的を表明しないで集会し、大衆集会および示威行動を自由に行う権利
- 9) 住居の不可侵に対する権利
- 10) 通信の自由および秘密に対する権利
- 11) 名誉、私的生活の自由、個人および家族の秘密に対する権利
- 12) 郵便、電信、電話による通信の秘密に対する権利
- 13) 財産を所有し、それを自己の判断で使用し、処分する権利
- 14) 企業活動を含む、任意の経済活動のための、経済的自由、その能力および財産の自由な使用に対する権利
- 15) 労働の自由、活動および職業の自由な選択に対する権利

② 権利および自由の憲法における列挙は、他の一般に承認された人の権利および自由を否定または軽視するものとしてこれを解釈してはならない。

③ 市民およびその団体には、この憲法おうおびロシアの法律によって禁止および制限されたものを除き、あらゆる活動が許される。

④ ロシアにおいては、人の権利および自由を否定または軽視する法律はこれを公布することができない。

権利および自由の行使の一定の制限、ならびにその行使の条件および手続は、憲法および一般に承認された国際法の諸規範にしたがって市民本人および他人の権利および自由の擁護、自由で民主的な憲法体制の擁護、安全および社会秩序の保障、住民の健康と倫理の保護のために必要がある場合に、有機的な法律によってのみこれを定めることができる。

第4条

① 肉体的および道徳的な人身の不可侵にかかる部分的な制限は、裁判所の判決による既遂の犯罪に対する刑罰としてのみこれを許される。いかなる人も、拷問、虐待または非人道的で屈辱的な刑罰にさらされることはない。人道に反する刑罰措置は許されない。

② しかるべき表明され確認された被験者の同意のない、人びとに対する医学的、生物学的および心理学的実験は、これを禁止する。

③ 何人も、その罪が法律の定める手続により証明され、裁判所の判決によって確定されるまで

は、既遂の犯罪と認められず、刑罰を科せられることはない。裁判所の判決が出る前に犯罪に対する責任を人に科すことになるあらゆる行為は、これを許されず、被害者の物的および精神的損害の裁判をとおしての賠償の根拠となる。

④ 死刑は、これを廃止する。

第 5 条

① 市民およびその団体は、法律にしたがって取得した財産を私的に所有することができる。

私的所有は、ロシアにおいて、人の奪われることのない権利、その福祉の自然的な源泉、経営活動および創造活動、その経済的独立の保証として承認され、保証される。

② 所有は、義務をともなう。この義務に基づき、各人は自己の財産に責任を負う。

③ 所有権は、不可侵である。何人も、その財産を恣意的に奪われることはない。所有者の意思によらないその収用は、法律によって直接に定められる特別の条件がある場合、および所有者に対して事前の完全な損害賠償がある場合に、裁判所の決定に基づいてのみこれを許される。

④ 既遂の犯罪に対する刑罰として財産の完全没収は、これを禁止する。

第 6 条

① 強制労働は、これを禁止する。

② 既遂の犯罪に対する刑罰としての自由剥奪は、その他の刑罰の措置としての自由剥奪もまた同様に、強制労働の保障手段としてこれを適用してはならない。

第 7 条

① 自由のための活動ゆえに迫害され、ロシア連邦憲法の定める基本的権利および自由を自国で奪われた外国人は、庇護権を有する。

② ロシアにおいては、ロシア連邦の法律によって犯罪とされていない政治的行為およびその他の行為のゆえに迫害された者を他の国家に引き渡すことは、これを禁止する。犯罪を犯した者の引き渡しは、法律、批准された国際条約または協定に基づき相互主義の手続でこれを行う。

第 2 節 ロシア連邦市民の権利および自由

第 8 条

① ロシア連邦の国籍を保有する各市民は、権利を有し、義務を負う。

② ロシア連邦を構成する共和国の市民は、同時にロシア連邦市民でもある。

③ どのロシア国民も、いかなる条件および状態のもとであれ、その国籍を剥奪され、またその国籍を変更する権利を奪われることはない。

④ ロシア国籍の取得、その自発的な放棄、および二重国籍は、法律によってこれを規制する。

⑤ 外国人および無国籍者は、ロシア連邦において、法律の定める事由、条件および手続により、互恵原則で締結された国際条約および協定の市民の諸権利を享受する。

第 9 条

市民は、18歳で成人となり、自立して、その権利および義務を全面的に行使することができる。

第 10 条

① 市民の権利および義務についての法律は、一般的性格を有し、すべての市民に同じように適用され、市民の社会的保護のために憲法および法律が定めるもののほか、何人に対しても優先権および特権を与えるものであってはならない。

- ② いかなる負担(義務)、税および手数料も、法律の根拠なくしてこれを定めることはできない。
- ③ 何人も、法律の定める根拠に基づき、すべての国家勤務にとって平等な範囲内にあるものでないかぎり、いかなる社会的機能および労働の遂行を強制されることはない。

第11条

- ① 市民は、国軍(国家親衛部隊)および国家間統合軍の一員として祖国を防衛する権利を有し、義務を負う。
- ② 何人も、自己の良心に反して兵役を強制されることはない。自らの信仰を理由として、法律の定める召集による軍隊に服務することを拒否した者は、代替する選択的職務に従事しなければならない。

第12条

- ① 家族は、社会の自由で、私的かつ不可侵の基礎細胞であり、家族、母子は、全社会の配慮および法律の諸側面からの優先的保護の対象であり、子どもについての配慮およびその養育は、親の自然的な権利および義務である。
- ② 子どもの養育に関する労働は、あらゆる他の労働と同等とみなされ、通常の、または当然に受けるべき社会保障の基礎である。
- ③ 婚外子は、そのために社会が創設した条件により、婚姻によって生まれた子どもと同じ権利を有する。
- ④ 学校教育の地形は、国家の公的な責務であり、義務である。教育の条件および手続、ならびに国立、公立、私立の学校およびその他の学校施設の活動は、法律によって規制される。中等学校教育および職業教育は、国家が助成金を出し、ロシアのあらゆる市民がこれを無償で受けることができる。

第13条

- ① ロシアにおいては、老齢、疾病および労働能力喪失、扶養者の喪失の場合、国庫による社会的保障を保証される。
- 年金、社会手当、社会扶助は、社会の経済的可能性にしたがって、法律の定める最低生活基準を下回らない水準を保障される。
- ② 多子家族、戦争障がい者および戦時外の障がい者、弾圧の犠牲者、戦争および弾圧の寡婦および孤児、ならびに不治の肉体的および精神的な病気を患っている者、孤児および親の保護を失った子どもは、優先的な社会保障を受ける権利を有する。
- ③ 任意の社会保険、補足的な社会保障形態の創設および慈善事業は、これを奨励する。

第14条

- ① ロシアにおいては、国家および地方自治機関の資金で建てられたアパートおよび住居建物を有償もしくは無償で市民に供与し、または国家および地方自治体のフォンド、または法律の定めるその他の形態による適正な家賃で低所得者に住居を提供することによって、各家族に快適な住居を保障するために必要な措置が採られる。
- ② 市民は、無料の医療援助および保険医療の手続で行われる医療援助を受ける権利を有する。
- 保険医療の発達はこれを奨励する。

第15条

- ① 芸術、文化および学術は、自由である。知的財産権は、法律によってこれを保護する。
- ② 市民は、一般的な意義のある文化財にふれ、芸術および学術の職につく権利を有する。国家

は、すべての市民が文化の価値にふれる整備された条件および機会を整えなければならない。

第 1 6 条

- ① 住民の社会的需要の保障に関する国家の活動は、経済的自由および活動、経営的および企業家的イニシアティヴ、市民自らが自己およびその家族のために経済的な豊かさを獲得する可能性を国家的後見に代えるものであってはならない。
- ② 法律の定める税の納付は、防衛、社会的およびその他の国家的必要に対する国家の支出の保障に関する市民およびその団体の責務であり、義務である。

第 1 7 条

- ① すべての市民は、ロシアの憲法、法律を無条件に遵守し、自己および他人にいかなる例外もなく徹底した適法性を要求しなければならない。憲法の正しさならびに法および裁判の最高性を否定し、または軽視するあらゆる呼びかけ、アクトおよび要請は、誰からのものであれ、無効である。
- ② 国家的機能を遂行し、国家的勤務、軍務、社会秩序保護に関する職務にある市民は、その職務を誠実かつ良心的にその義務を遂行し、法律の定める宣誓を行わなければならない。

第 3 節 市民の権利および自由の保障

第 1 8 条

- ① 市民の権利および自由の完全かつ無条件の速やかな擁護、この領域での権利侵害の防止および侵害された状況の回復は、国家、そのすべての機関および公務員の最高の公的な義務である。
- ② 秘密の政治捜査（政治警察？）、裁判外の抑圧機関、検閲機関、ならびに市民の権利および自由の蹂躪および制限を目的とするその他の機関は、永久にこれを廃止する。政治的暴力を目的とする、秘密のまたは武装した団体および組織の結成はこれを禁止する。
- ③ すべての国家機関および施設、公務員、国家の代表および代理人は、法律が直接に定める行為のみを、その定める形態および手続により遂行することができる。市民の権利および自由を直接または間接に制限するあらゆる行為は、裁判所においてこれを争うことができる。
- ④ 市民の権利および自由の侵害に有責の公務員は、私的、個人的責任を負う。これらの責任の事由および形態は、刑法および行政法によりこれを定める。これらの違反行為につき裁判所により有罪とされた者は、しかるべき公的職務に従事する権利を失う。

第 1 9 条

基本的人権の保護および擁護に関する最高の公的ポストとして、連邦立法議会が任命する人民擁護官（オンブズマン？）を置く。擁護官の独立した地位およびその権限は組織法によってこれを定める。

第 2 0 条

- ① 自己の権利の擁護のために裁判所に訴える市民の権利は、これを犯すことはできない。立法機関は、この権利を制限するアクトを制定することはできない。市民は、法律の定める事由がある場合、自己の権利を擁護するために、直接に、ロシア連邦最高裁判所人権院（部？）およびロシア連邦のすべての国家機関および公務員にとってその決定が強制力をもつ国際人権裁判所に訴えることができる。
- ② 各市民は、国家機関施設および公務員による市民の権利および義務の侵害、ならびにそれからの自由で民主的な憲法体制への脅威に関して証明する事実がある場合、あらゆる国家機関

およびあらゆる公務員にたいしてこれを訴える権利を有する。これらの訴えは、2週間以内に必ず検討されなければならず、その検討の結果については、ただちに訴えた者に通知されなければならない。

③ すべての市民は、違憲の行為により事由な民主的憲法体制を一掃しようとするすべての者に対し、法律の定める他の手段が当該の場合に取り得ない限りで、これに抵抗する権利を有する。

④ 明らかに犯罪的な命令の不履行は、市民の権利である。

第21条

① いかなる場合およびいかなる形態であれ、政治的理由によるロシア市民の権利および自由の制限はこれを禁止する。

② 所定の手続で非常事態が導入された場合に、制限ができるのは、憲法第3条1項の6~10、12~15号に示された権利のみであり、それも、非常事態を導入した、もしくは非常事態導入についてのロシア連邦大統領のアクトを承認した連邦立法議会のアクトによってこれらの一連の権利の制限、その効力の範囲をより期間が決められている場合にのみ限られる。非常事態の条件のもとであってもその他の権利および自由は、これを制限することはできない。その効力のおよぶ全期間にわたる非常事態に対する議会監視委員会は、連邦立法議会に国内におけるロシア市民の基本的権利および自由の遵守について報告を行う。

第2章 ロシア国家

第1節 連邦

第22条

① ロシアは、共和国、県および自治的民族共同体から構成される連邦国家である。

② ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦に割り当てられた権限を除き、全権的な主権的国家権力を保有する国家である。

共和国とロシア連邦のあいだの国家的権限の区分は、憲法および連邦条約でこれを定める。

ロシア連邦とそれを構成するすべての共和国のあいだ、連邦とその構成共和国のいくつかのあいだ、および連邦と個々の共和国とのあいだで、連邦条約を締結することができる。

憲法の規定（第1章第1部の規定を除く）は、連邦条約の締結の後に、共和国の領域において効力を有する（これを施行する）。

③ ロシア連邦を構成する県は、領域的な国家行政団体である。

県は、この憲法および法律によってロシア連邦に割り当てられていない経済関係の国家的規制およびその他の国家的権限を独立して行使する。

県行政庁は、ロシア連邦の執行権の体形にこれを含める。

県の地位、権利および権限、県の権力および管理機関の権限は、組織法によってこれを定める。

県に編入されるまで憲法の定める権利および権限を有していた州および地方を、編入した県の構成は、これを組織法によって定める。

④ 自治的な民族共同体（自治管区、民族区）は、地域的またはエスニック原則（民族・文化的自治）に基づき、共和国および県の構成においてこれを組織する。その地位および権利は、組織法によってこれを定め、共和国に含まれる自治的共同体については連邦条約によってもこれを定めるものとする。

⑤ エスニックな（民族・文化的）自治は、少人数民族のエスニックな独自性および文化の保全

および発展のために、彼らが伝統的に占めている地域において定着した個人的な構成により自治的共同体を組織する意思の表明に基づいて、これを組織する。

⑥ ロシア連邦の主権は、国家のすべての領域に及ぶ。

⑦ 共和国、自治的民族構成体（共同体？）の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。

第 2 3 条

① ロシア連邦の管轄には、以下の事項が属する。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、その執行の監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造および国境の確定
- 3) 新しい共和国のロシア連邦への編入
- 4) 県の形成、その編成および地位の決定および変更
- 5) 人の権利および自由の擁護、民族的マイノリティの権利の擁護
- 6) ロシア連邦の国籍
- 7) ロシア連邦の対外政策、国際関係および対外経済関係、関税規制、戦争および平和の諸問題
- 8) ロシア連邦の主権の擁護および領土の保全、防衛および国家安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資（財産？）の取引の手続
- 9) 連邦国有財産およびその管理
- 10) ロシア連邦の領域における共通の経済圏および統一市場の確立、独占禁止政策の決定
- 11) 連邦予算、連邦税、ならびに共和国、県および地方（自治体）の税および手数料のシステム、住民の自主課税原則の確定、地域発展連邦フォンド
- 12) 禁輸、外貨、信用の規制、通貨の発行、銀行システム
- 13) 国境、領海、経済水域および大陸棚の地位および保護
- 14) 核分裂性物質、有毒物質および麻酔剤の生産、保管および使用の規制
- 15) 度量衡制、標準規格、度量衡標準機器、メートル法および時間の算定、統計調査および簿記
- 16) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- 17) 大赦および特赦
- 18) 連邦国家的職務
- 19) 裁判所構成、検察機関、公証人制度の原則の決定、弁護士会、身分事項簿の登録手続の設定
- 20) 刑事、刑事訴訟および行刑、民事、民事訴訟および仲裁手続、行政および行政手続、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林、地下資源、自然環境保護の立法、ならびにこれらの立法の法典およびその他の法典化

② 共和国の管轄には、憲法および連邦条約によりロシア連邦の管轄に属さない国家機能が含まれる。連邦条約により、連邦構造、ロシア連邦の領土保全、ロシア連邦の他の共和国の権利および国家権限を犯さず、または憲法にしたがってロシア連邦が制定する法典化した法律の要請に抵触しない限りで、立法を含め、その領域内において任意の国家事項の解決を共和国の管轄に含めることができる。

連邦条約により、共和国に属する国家事項の任意の範囲につき、共和国とロシア連邦の共同管轄を設定することができる。

③ 県は、憲法および法律によりロシア連邦の管轄に属さない国家機能、ならびにロシア連邦の国家権力および管理機関によって県の権力および管理機関に委ねられた機能を遂行する。

第 24 条

- ① ロシア連邦の国家機能は、憲法にしたがって形成される国家権力および管理の最高連邦機関、ならびに組織法によって形成されるその他の連邦機関がこれを行使する。
- ② 共和国の国家機能は、共和国憲法、共和国の法律およびその他の法的アクトにしたがって形成される共和国の国家権力および管理機関がこれを行使する。
- ③ 県における国家事項の管理は、普通、平等、自由、秘密投票で選ばれる県知事および県議会、ならびに県知事の提案によって県議会が形成する

県は、国家原理と地方自治原理、地域的利害と連邦の利害との結合を保障する。

県の国家権力および管理機関の権限、ならびに県における裁判システムの組織は、この憲法と県の組織法および憲章に基づいてこれを定める。

- ④ 共和国の憲法構造、県および自治的民族共同体における国家権力および地方自治の組織は、憲法の精神にのっとり、民主的で世俗的な法治国家の原則に適合したものでなければならない。

第 25 条

- ① ロシア連邦の管轄に属するすべての問題につき、連邦最高機関は、法律およびその他の規範的法律的アクトを制定することができる。

憲法にしたがって連邦機関が制定する法律およびその他のアクトは、ロシア連邦の全領域において義務的効力を有する。

- ② 連邦機関は、共和国の管轄に属する諸問題について法律およびその他の規範的法律的アクトを制定することはできない。共和国機関は、ロシア連邦の管轄に属する諸問題についての法律およびその他の規範的法律的アクトを制定し、またはそれらについての片務的な決定を採択することはできない。

- ③ ロシア連邦と共和国のあいだにそれらが遂行する権限の範囲についての争いが生じた場合、双方は協議委員会を設置する。委員会において肯定的な結果がもたらせない場合は、争いはロシア連邦最高裁判所の審理に付され、その決定は最終的なものとする。

第 26 条

いかなるロシア連邦の構成主体も、人民のいかなる部分も、またいかなる個々の国家機関、公務員または個人も、ロシア連邦の主権の行使の権利を奪うことはできない。

第 27 条

- ① 製品、商品、サービスおよび資金は、ロシア連邦に存在する民族・地域的および行政・地域的構造の別なく、任意の人にとってそのためのいかなる障害の設定もなく、自由に、ロシア連邦の全領域において流通する。

- ② 共和国、県、自治的皆族共同体、地方、週、地区、市、その他の民族・地域的および行政・地域的形成の境界を通る製品、商品、サービスおよび資金の移動に対するいかなる税および手数料の設定も、これを禁止する。

- ③ 製品、商品、サービス、資金の流通の個々のおよび一時的な制限は、安全保障、人々の生命および健康の保護、自然および文化的価値の保全のために必要がある場合に、これを法律によって加えることができる。

第 28 条

すべての市民は、それぞれの共和国、県および自治的民族共同体において、ロシア市民の同一の権利、すべての国家的職務、連邦法律で禁止されていない任意の仕事、職業および労働に従

事する同一の保護されたアクセスの機会を有する。

第 29 条

① 土地、地下資源、水資源、動植物界は、当該地域に居住する人民の財産である。

ロシア連邦、共和国、県、自治区の民族共同体は、自らの権限を行使するにあたり、当該地域に居住する住民の利益に損害をもたらす生息環境の破壊をしないことを条件に、連邦全体、共和国および地域の利益の結合の視点に立って、土地およびその他の自然客体を利用するなどを保証される。

② エスニックな（文化・民族的）自治により、連邦法律にしたがい、共和国においては連邦条約にしたがい、少人数民族の居住環境および伝統的な経済活動形態の維持のために特別の意義を有する土地領域、森林、貯水池を割り当てられ、これを認証される。

第 30 条

① ロシア連邦における公的な国語は、ロシア語である。

② 共和国においては、共和国の名称となっている民族（または諸民族）の言語も濃くおとしてこれを使用することができる。

③ 国家は、すべての人民に対して、母語を保護し、その研究および発展のための条件を整備する権利を保証する。

第 31 条

① ロシア連邦は、「ロシア連邦（ロシア）」と称する。「ロシア連邦」と「ロシア」の用語は、同義である。

② ロシア連邦は、国旗、国章および国家を有する。ロシア連邦の国旗は、白、紺青および赤の同じ幅の水平のストライプからなる三色旗である。

③ 共和国は、ロシア連邦のシンボルとともに使用できる独自の国家シンボルを有する。

④ ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

第 2 節 国家構造

第 32 条

① ロシア連邦は、民主的共和国である。

② ロシア人民は、直接にまたはその代表を通じて、自らの主権的権力を行使する。

③ 人民の意思の表現のために、法律およびその他の国家生活の諸問題は、レフェレンダムでこれを決定することができる。レフェレンダムの実施の根拠および手続は、憲法および組織法によってこれを定める。

④ 市民は、ロシア連邦大統領、連邦立法議会代議員およびその他の憲法の定める国家機関におけるその代表を選挙する。

選挙は、自由であり、普通、秘密、直接、平等の投票によってこれを行う。選挙には、成年に達したすべての市民が参加することができる。

第 33 条

① ロシア連邦の国家権力の適性、体系性（整序）および有効性（活動力）は、立法権、執行権および裁判権の分立、国家権力と地方自治の分立、ならびにロシア国家統一を体現し、国家のすべての下位機関の活動を調整する搖るぎない憲法体制を保障する国家元首—ロシア連邦大統領の全国人民による選挙がこれを保障する。

② ロシア連邦の国家権力を代表し、実行するのは、以下の権力である。

立法権：連邦立法議会

執行権：ロシア連邦政府

裁判権：連邦最高裁判所、ロシア連邦の裁判システムの裁判所および裁判官

③ 共和国の国家権力は、それが組織する共和国の権力および管理機関がこれを実現し、県においては県の権力および管理機関がこれを実現する。

④ 地方自治は、国家権力の範囲を超えて、それから自律して活動する。

第34条

① 世俗国家であるロシア連邦は、国家活動がイデオロギー的な原理および制度に従属することはない。

② 教会、すべての信仰は、国家から分離される。信仰の内面への国家の不干渉はこれを保証される。

③ 政党は、憲法の定める形態でのみ国家的事項に参加し、権力の代表機関、国家的および自治体の職務の選挙にその候補者を推薦し、権力の代表機関に議員団（会派）を組織し、立法提案を行うことができる。国家組織と政党組織の融合、および国家機関による政党の目的および綱領の採択は、これを禁止する。

④ 国家施設および組織において政党組織の形成および活動は禁止される。国家勤務員は、当該の国家施設および機関の勤務時間外および範囲外で政党活動を行うことができる。

⑤ 軍人を含む国家勤務員、破壊秩序維持および保安機関の職員、裁判官は、政党への加入および何らかの政党への支持の表明を差し引かえるものとする。

第35条

① ロシア連邦は、いかなる領土拡張、侵略およびメシア主義の目的もこれを持たない。ロシア連邦は、いかなる意味においても国家生活の軍事化、国家およびその活動の戦争遂行任務への従属を拒否する。ロシア連邦軍は、防衛に十分な限度原則にしたがってこれを編成する。

② 戦争遂行の権利は、ロシア連邦に対する侵略および国際法基本が定めるその他の場合を除き、国家に対して、これを認めない。

ロシア連邦軍が他国に防衛に参加する可能性を定める条約および協定の批准、ならびにロシア連邦の領域外への軍の戦闘部隊を派兵するすべての場合の許可は、連邦立法議会の代議員総数の3分の2以上の多数で採択される決定によってこれを行うものとする。

③ 国内の政治的問題の解決のために軍を使用することはこれを禁止する。軍人は、自然災害の復旧（結果の除去？）のために、および組織法が直接に定める類似の状況において、これを使用することができる。常駐地でない場合には、軍の戦闘部隊を都市、その他の居住地点にこれを投入することは許されない。

第36条

① ロシア連邦における非常事態は、ロシア連邦に対する侵略、自然災害、自由で民主的な憲法体制に対する直接的脅威、ならびに暴力および人の命の危険をともなう騒乱の場合、そして組織法に掲げる事態の場合にのみ、これを導入することができる。非常事態の期間は、30日を超えることはできない。

② 全ロシア連邦の領域における非常事態は、連邦立法議会のみがこれを導入することができ、一定の地域において、緊急措置を必要とする事態の場合に、ロシア連邦大統領が、その日のうち

に遅滞なく連邦一方議会に通告し、立法議会は、3日以内に大統領の行為を承認しなければならない。

この承認がこの期間内に得られない場合、非常事態はこれを停止する。

③ 非常事態の期間中は、連邦立法議会の会期の休会はこれを認めない。会期中でない場合に、ロシア連邦大統領によって導入された非常事態は、非常事態の導入の翌日までに会期の告示なしに連邦立法議会が招集される。連邦立法議会は、非常事態に対する議会監視委員会を設置する。

④ 非常事態の期間中は、憲法の定める国家機関の機構、昨日および権限にいかなる変更を加えることもできない。市民の基本的権利および自由は、非常事態の条件下において、憲法第21条4号（？）に定める範囲とその手続により、これを制限することができる。

⑤ 非常事態の導入および実施手続は、組織法によってこれを規制する。

⑥ 戒厳令（彼包囲状態）は、ロシア連邦の連邦立法議会または大統領がこれを導入することができる。戒厳令（彼包囲状態）の導入および実施手続は、組織法によってこれを定めることとするが、憲法第21条4号（？）に定めるものを超えて市民の基本的権利および自由を制限することはできない。

第37条

① ロシア連邦、共和国、県、自治的民族共同体、自治体は、予算資金およびその他の財産の公的所有権を有する。

公的財産は、国家および自治体の需要を保障するためにこれを充てる。

公的財産の利用手続および範囲は、組織法によってこれを定める。

国家および自治体の需要の範囲外にあり、国家的およびその他の公的独占を形成する公的財産は、法律にしたがってこれを私有化しなければならない。

② ロシア連邦の全土における单一の通貨単位はルーブリである。ロシアにおいては、その他の通貨の発行は許されない。

③ 連邦、共和国、権および地方の予算において徴収される税のシステムは、連邦法律でこれを定める。

納税者が活動から正常な収入の確保およびその者に属する財産の維持を不可能にするような負担をかける税の設定は（課税）、憲法に適合しないとするアクトの承認についての根拠となる。

④ 国債は、組織法に基づいてこれを発行し、住民およびその他の債権者にとって強制的にこれを設定することはできない。

国家の債務の返済の停止および期限に定めのない延期（猶予）は、憲法に違反する。

第38条

① ロシア連邦において効力を有する（現行の）法は、憲法、憲法にしたがって制定され、施行される組織法、ロシア連邦および共和国のその他の法律および法的アクト、ロシア連邦最高裁判所の判決である。

一般に認められた国際法の規範は、ロシア連邦の法の一部を構成し、直接的に効力を有する。

憲法、法律および裁判所の判決に違反しない、ロシア連邦の全土、その構成共和国またはその個々の地方において一般に認められた実際上の慣習および風俗もまた、効力を有する法を形成する。

② 憲法は、ロシア連邦において最高の法的効力および直接的効力を有する。

③ 組織法は、憲法上の確定の効力を融資、連邦立法議会の代位銀総数の3分の2以上の多数で採択され、改正され、および廃止される。

④ ロシア連邦においては、法律およびその他の規範的法律的群（？）にとって一般的および基本的原則の効力を有する法典、立法の原則（基本法）およびその他の法典化された法律が適用される。

⑤ 連邦条約は、ロシア連邦およびそれを締結した共和国にとって憲法的意義を有する。連邦条約においては、本条に定めのない共和国において効力を有している法（権利）についての規定を定めることができる。

⑥ すべての法律は公布される。法律の公布は、人と市民の権利、自由および義務にかかわるその他の法的アクトと同様に、その適用の義務的条件である。

第 3 9 条

多民族からなるロシア連邦の諸民族、国際的な協力および安全保障、世界およびロシア連邦の地域的共同体における諸国民の経済的、政治的および法的な統合の利益のために、対応する条約および協定により、その主権的権利の一部を共同体 *содружество*、共同体 *сообщество*、同盟、およびその他の国家連合に移譲することができる。

これらの条約および協定は、市民の権利および自由、民主的な憲法大勢の原則に抵触するものであってはならない。これらの条約および協定は、平等原則に基づき、互恵を遵守して打ち立てられ、実行されなければならない。

このような条約および協定の批准は、連邦立法議会の代議員総数の3分の2以上の多数で採択される連邦立法議会の決定によって行われる。

第 3 章 ロシア連邦大統領

第 4 0 条

① ロシア連邦大統領は、国家元首であり、その最高の公務員であって、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。

② 大統領は、国家の統一、揺るぎない憲法体制を保障し、憲法および法律、ロシア連邦市民の権利および自由の保証人としてその役割を果たす。大統領は、所定の憲法上の形態で、ロシア連邦の主権の擁護、国家の独立および領土保全に関する必要な措置を講じ、国家諸機関の正常で調和の取れた機能（活動）および相互作用を保障する。

③ 大統領は、人民に対し、連邦立法議会において読み上げられる国の現状についての年次教書を発表する。

④ 大統領は、大統領令を公布する。

第 4 1 条

① ロシア連邦大統領は、5年の任期でこれを選挙する。

② 同一人物が3期以上連続でロシア連邦大統領の職に就くことはできない。

③ ロシア連邦大統領に選ぶことのできる者は、ロシア連邦に10年以上恒常に居住する35歳以上65歳以下のロシア連邦市民である。

④ ロシア連邦大統領は、連邦立法議会の代議員となることはできない。ロシア連邦大統領となる者は、この職による報酬のみを受け取ることができる。

第 4 2 条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦市民が投票の過半数でもってこれを選挙する。大統領選挙

は、選挙人の50%以上が投票に参加した場合に、これを成立したもの（有効）とみなす。

② ロシア連邦大統領ポストの候補者の数は、これを制限しない。第1次投票でどの候補者も投票の過半数を得なかつた場合は、得票数の多い上位2人のみが第2次投票に参加することができる。ロシア連邦大統領の選挙手続は、法律によってこれを定める。

③ ロシア連邦大統領選挙の結果は、ロシア連邦最高裁判所によって承認を受ける必要があり、最高裁判所長官は連邦立法議会において大統領の宣誓を受理する。

④ ロシア連邦大統領は、そのポストに就任するにあたり、以下の宣誓を行う；「私は、ロシア連邦大統領の職務を誠実に遂行し、ロシア連邦憲法、市民の権利および自由を執行し、擁護することを、ここに厳粛に誓う。」

第43条

① ロシア連邦大統領は、直接に、最高の国家公務員の任命を行い、連邦立法議会にこれらの職の選挙および任命のための候補者を提案する。

② ロシア連邦大統領は、

ロシア連邦大臣会議議長の任命のための候補者を連邦立法議会に提案し、

連邦立法議会に対し、ロシア連邦大臣会議の総辞職または総辞職受理の問題を提起し、

ロシアレンップ最高裁判所裁判官、最高裁判所の各院の議長の候補者を連邦立法議会に提案する。

③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦大臣会議議長の提案により、

軍事評議会のメンバー、総司令部および軍司令兵科の参謀長を任命し、

外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚する。

第44条

① ロシア連邦大統領は、

連邦立法議会の選挙を公示し、

自らのイニシャティヴにより連邦立法議会に法案を提出し、

連邦法律の制定の後2週間以内にこれに署名し、それを公布する。

② 法律の制定後の2週間以内は、ロシア連邦大統領は、連邦立法議会に法律の再審議を求めることができる。再審議に際し、法律が代議員総数の3分の2の投票によって採択された場合、大統領はこれに署名し、法律を公布しなければならない。

第45条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の条約の交渉を行い、これに署名し、国際関係において国家を代表する。

② 外国の大使、国際組織の特命全権大使および全権代表は、ロシア連邦大統領がその信任状を受理する。

第46条

① ロシア連邦大統領は、国軍の最高司令官である。

② ロシア連邦に対する侵略またはその直接的脅威がある場合、ロシア連邦大統領は、国の全土または一定の地方に戒厳令（被包囲状態）を導入し、その日のうちに速やかにこのことを連邦立法議会に通知するものとし、立法議会は3日以内に戒厳令（被包囲状態）の問題につき特別に決定を行う。

第47条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦安全保障会議を統括し、この安全保障会議は、これをロシア連邦大臣会議議長、国防、内務および司法に責任をもつ連邦大臣、ならびに上院の同意を得て大統領がこの安全保障会議のメンバーとして任命するその他の公務員からこれを構成する。

② 安全保障会議は、ロシア連邦大統領およびロシア連邦大臣会議によって採択される決定を審議し、その準備を行う。

第 4 8 条

ロシア連邦大統領は、
ロシア連邦の国家賞を授与し、名誉称号を授与し、
市民の特赦を実施する。

第 4 9 条

① ロシア連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務は上院議長が臨時にこれを務める。

② ロシア連邦大統領は、不逮捕特権および大統領特権を有する。

③ 大統領は、辞職、その権限行使が不可能となった場合、解任または死亡した場合、その権限を停止することができる。ロシア連邦大統領の新たな選挙は、上に掲げるいずれかの事情が生じた場合、6週間以内にこれを実施しなければならない。

④ ロシア連邦大統領の解任は、連邦立法会議のみが、大統領による国家転覆または憲法に対する故意の侵害における弾劾によりこれを行うことができる。

第 4 章 連邦立法議会

第 5 0 条

① 立法機能を遂行するロシア連邦の最高代表機関は、議会、すなわちロシア連邦立法議会である。連邦立法議会は、監督機能も合わせて行使する。

② 連邦立法議会は、国家会議および上院の2院からこれを構成する。

③ 連邦立法議会は、5年の任期でこれを選挙する。

第 5 1 条

① 連邦立法議会の代議員は、満21歳に達したロシア連邦市民がなることができる。

② 連邦立法議会の代議員は、成年に達したロシア連邦市民によってこれを選挙する。

③ 代議員は、ロシア連邦の全市民を代表し、何らかの命令的委任にも拘束されない（とも関係しない）。

④ 代議員は、不可侵および特権を有する（合わせて不逮捕特権）。代議員は、代議員の活動に関連して表明された意見または議会での投票の結果に対して、これを訴追することはできない。代議員は、現行犯逮捕の場合を除き、逮捕もしくは勾留され、捜索または身体検査を受けることはない。連邦立法議会の各院は、権限ある機関の取った措置の妥当性を点検し、裁判所によってこれらの措置が採択されないかぎり、これを取り消すことができる。代議員の刑事責任および行政責任は、各院の同意がある場合にのみ、これを問うことができる。

⑤ 代議員は、辞表の提出、犯罪の遂行、ならびに連邦立法議会の両院の正当な理由のある決定によるなどのその行為能力のないことが承認された場合、その権限を剥奪することができる。

⑥ 代議員は、報酬を受け取り、その活動の遂行にかかる支出を補償される。

第 5 2 条

- ① 国家会議は、ロシア連邦の全領域において同一の基準によって形成される地域選挙区により選挙される代議員 200 人からこれを構成する。
- ② 上院に参加する代議員（上院議員）は、共和国および県を単位に組織される選挙区で選挙され、それぞれの選挙区で 2 人の上院議員が選ばれる。自治的民族共同体を含む共和国および県からは、もう一人の上院議員を追加して選ぶこととする。
- ③ 前職のロシア連邦大統領は、本人が拒否しない場合、生涯上院議員となる。

第 5 3 条

- ① 連邦立法議会は、常時活動する機関であり、国家会議および上院の個々の会議でそれぞれ関係する諸問題を審議し、憲法および擬似規則に定める場合には合同会議で審議する。
- ② 連邦立法議会は、合同でまたは各院が個々に、両院が決定する常任委員会および特別委員会を設置する。
- ③ 連邦立法議会は、選挙の後 0 日以内にその最初の会議を招集するものとする。
- ④ 各院は、その代議員のなかから院の議長および副議長を選挙する。議長は、当該の院の会議を主宰し、その院内秩序を統括する。両院合同会議は、上院議長がこれを統括する。
- ⑤ 連邦立法議会に、議会およびその院の活動計画、議事日程その他の組織問題を審議するためには、両院の議長、副議長、常任委員会および特別委員会の委員長からなる議会ビューロー（執行機関）を設置する。ビューローは、いかなる問題についてであれ、連邦立法議会に取って代わることはできず、議会の組織的委託事項のみを行うことができる。ビューロー会議では、両院の議長が交代でその議長を務める。
- ⑥ 両院の活動の実施および合同会議の開催手続は、各院および合同会議のために採択する議事規則によってこれを定める。

第 5 4 条

- ① 連邦立法権力の権限は、連邦立法議会に帰属する。連邦立法議会は、ロシア連邦憲法および組織法が定める権限講師に必要なすべての法律を制定することができる。立法権限の委譲は、6 ヶ月を超えない期間にかぎりロシア連邦大臣会議にのみこれを行うことができる。憲法快晴、組織法の制定、市民の権利および自由の行使の手続および条件の設定、裁判、刑事および刑事訴訟立法に関する権限は、これを委譲することはできない。
- ② 立法発議権は、連邦立法議会代議員、両院の常任委員会および特別委員会、ロシア連邦の大統領、大臣会議、最高裁判所、共和国の最高代表機関および最高役職者、県知事および県議会に帰属する。立法発議権は、100 万人以上の市民グループが、連邦立法議会に対して、その議事規則に定める要請に適合する法案を提出するという条件のもとで、これを行なった場合にこの市民グループに与えられる。
- ③ 連邦立法議会に提出された法案は、国家会議の第 1 読会において審議され、法案の概念および基本条項の評価が行われる。法案は、国家会議における承認の後、2 ヶ月以内に上院に送られ、ここでも法案の概念および基本条項の評価が行われる。上院が承認した場合、法案は、策定のために第 2 読会に送られ、上院が必要と認める場合、法案の公表についての決定を行う。

両院の常任委員会および特別委員会で仕上げられた法案は、国家会議の第 2 読会で審議され、その承認の後に上院に送られる。提出された法案が上院の第 2 読会で承認された場合、この法律は制定されたものとみなされる。上院の決定により、法律は、第 1 読会で制定することもできる。本条第 5 項に定める場合を除くすべての場合に、法案は、各院の代議員総数の過半数の賛成があ

る場合に、これを採択されたものとする。

④ 国家会議と上院のあいだに不一致がある場合、両院は、対等原則により協議委員会を設置し、寄せられたコメントおよび修正を考慮して、新たに両院に法案を提出する。同意が得られないか、または法案が審議の際に必要な投票の過半数を得られなかつた場合、法案は、これを否決されたものとする。

⑤ 憲法の改正、組織法の制定およびそのテキストの改定の場合は、各院の代議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。憲法改正案および組織法に関する第2読会の実施は、必ずこれを行うものとする。憲法および組織法の改正および改定は、非常事態の期間にあってはこれを行うことはできない。

⑥ 法律は、それ自身もしくは連邦立法議会がその施行手続に関する決定において別段の規定を定めない場合、公布のときからこれを施行する。

⑦ 100万人の選挙人または3つ以上のロシア連邦構成主体、あるいは連邦立法議会のいずれかの院の要請により、連邦立法議会が制定した法律の廃止またはその全面的もしくは部分的改正に関する問題についてレフェレンダムを実施することができる。

第55条

- ① 連邦立法議会は、その両院合同会議において
連邦予算を採択し、
条約を批准し、破棄し、
戦争と平和の問題を解決し、
非常事態を制定し、またはこの問題についてのロシア連邦大統領令を承認し、
戒厳令を導入し、またはロシア連邦大統領によるその導入に関する決定を行い、
ロシア連邦の国外での軍の使用の可能性に関する問題を解決し、
国家賞および名誉称号を設け、大赦令を公布する。
- ② 国家会議は、
憲法にしたがい、ロシア連邦大統領の弾劾を提起する。
- ③ 上院は、
ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦大臣会議議長（首相）を任命し、首相の提案により、政府の構成を承認し、大臣を任命し、
ロシア連邦大臣会議の総辞職問題を審議し、総辞職を承認し、
ロシア連邦大統領の提案により、連邦最高裁判所裁判官、最高裁判所の各院の院長を任命し、
最高裁判所構成員の提案により最高裁判所長官を任命し、
人民人権擁護官を任命し、
憲法の定める根拠がある場合、ロシア連邦大統領の解任に関する問題を解決する。

第56条

連邦立法議会は、予算の執行、会計、出納活動、国有財産の使用に対する監督を行う会計検査院を組織する。会計検査院の地位、機能および権限は、法律によってこれを定める。

第5章 ロシア連邦政府

第57条

- ① ロシア連邦の執行権は、政府がこれを行ふし、ロシア連邦大臣会議と共に形成する議長（首

相) および連邦大臣からなる。

- ② ロシア連邦大臣会議議長および連邦大臣は、上院に対し、そのテキストが法律によって承認されている宣誓を行う。
- ③ ロシア連邦大臣会議議長は、連邦大臣の一人または若干名を副首相として任命する。
- ④ ロシア連邦大臣会議の組織および活動は、組織法によってこれを定める。

第 5 8 条

- ① ロシア連邦大臣会議議長は、憲法および法律に基づき、政府の活動の内容および指針、政策の基本的諸事項を定め、それらにつき責任を負う。連邦大臣は、これに基づき、国家管理の当該の領域においてその活動を独立して行う。立法権力および大統領権力による政府の執行機能への介入は、法律によって直接に定める場合を除き、これを認めない。
- ② ロシア連邦大臣会議は、連邦執行権の他の一般的機能とともに、以下のことを行う。
 - 連邦予算を策定し、それを連邦立法議会に提案し、その執行を保障し、
 - ロシア連邦の全土において、共通の通貨に基づけられた単一の金融、信用および通貨政策の実施を保障し、
 - 連邦財産を組織し、その管理を行い、
 - 国防、国家安全保障、ロシア連邦の外交政策の実現の保障に関する措置を講じ、
 - ロシア連邦構成主体との協定により、適法性、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の保護、犯罪対策に関する措置を実施する。

- ③ 憲法および連邦立法議会が採択した法律その他のアクトに基づき、それらを執行する際に、ロシア連邦大臣会議は、決定および処分を公布し、その具体化を保障する。大臣会議議長、およびその委任により副議長は、処分（命令）を公布する。連邦大臣は、命令 *приказ* を公布する。それぞれの権限の範囲内で採用されるロシア連邦大臣鍵の決定および処分、議長およびその副議長の処分、連邦大臣の命令は、ロシア連邦の全土においてその執行を義務づけられる。これらのアクトは、それが市民の権利および自由を侵害する場合には国家会議において、立法権およびロシア連邦構成主体の権限（特権）を侵害する場合にはロシア連邦最高裁判所において、これを取り消すことができる。

第 5 9 条

- ① ロシア連邦大臣会議、その議長、連邦大臣は、総辞職（辞職）を申し出ることができ、上院がこれを採択したまは否決する。
- ② ロシア連邦大統領および連邦立法議会の各院は、ロシア連邦大臣会議長、連邦大臣の信任問題を大臣会議に提起することができる。この問題に関する決定は、上院が、その投票の多数決でこれを採択する。政府の不信任に関する決定が採択された場合、ロシア連邦大統領は、1週間以内に上院に対して、ロシア連邦大臣会議議長の候補者の提案を行うものとする。
- ③ ロシア連邦大臣会議議長は、大統領の要請により、連邦大臣は、大臣会議議長の要請により、その後継者が任命されるまで管轄事項の管理を続けなければならない。

第 6 0 条

- ① ロシア連邦大臣会議は、行政裁判の機能を果たす法律諮問的な行政機関である国家評議会を設置する。国家評議会の地位、機能および権限は、法律によってこれを定める。国家評議会の議長および構成員は、ロシア連邦大臣会議議長がこれを任命する。
- ② ロシア連邦大臣会議のすべての決定および処分、大臣会議議長の処分および連邦大臣の命令

の草案は、国家評議会において事前の審査を受けなければならず、その判断に基づいて、権限を有する役職者（公務員）が署名し、法的効力を得るものとする。

第6章 裁判

第1節 原則

第61条

① ロシア連邦の裁判は、ロシア連邦最高裁判所、共和国において設置される裁判所、県裁判所および治安判事がこれを行う。

特別裁判所および臨時裁判所の設置は、いかなる名称のものであれ、これを認めない。

② 裁判所は、終身制の常任の裁判官からこれを構成し、その独立は憲法および法律によってこれを擁護する。

ロシア連邦においては、裁判官の身分的および職業的な独立を制限し、または弱める法律を公布することはできない。裁判官の独立の制限または弱化をもたらすすべてのアクトは、これを無効とする。

③ 裁判官は、議会の代議員の不可侵および特権に相当する不可侵および特権（不逮捕特権）を享受する。裁判官は、ロシア連邦最高司法官会議の裁可がある場合にのみその刑事および行政責任を問うことができる。

第62条

① ロシア連邦最高裁判所各部の連邦裁判官および県裁判所裁判官は、満25歳に達し、法学の高等教育を受け、法律職に5年以上の勤務歴を有する市民がこれになることができる。

② ロシア連邦最高裁判所裁判官および治安判事を除き、裁判官の任命は、司法官会議の提案により、選抜試験の結果をもってこれを行う。

司法官会議は、裁判官、司法国務院、法学教授、ロシア連邦国家評議会メンバー、両院議長、議会の常任委員会および特別委員会の委員長からなる、立法権力および執行権力から自立した独立の機関を形成する。ロシア連邦最高司法官会議は、ロシア連邦大統領がこれを主宰する。司法官会議の形成手続、構成、地位、昨日および権限は、法律によってこれを定める。

③ 連邦裁判官は、ロシア連邦大統領がこれを任命する。

県裁判所の裁判官は、県知事がこれを任命する。

共和国裁判所の裁判官の任命手続は、共和国の法律によってこれを定める。

治安判事は、ロシア連邦の法律および共和国の法令の定める手続によりこれを承認する。

④ 裁判官は満70歳、ロシア連邦最高裁判所の裁判官の場合は満75歳になった時点で、退職するものとする。

第63条

① 裁判官は、憲法および法律にのみ従う。

② 裁判官は、法律の適用にあたり、以下の原則に従わなければならない。

何人も、行為の実行の前に施行された法律に基づく場合のほか、有罪とされることはない。法律は、なされた違法行為に対する責任をなくすか、または軽減する場合のほか、遡及効を有しない。

何人も、その同意なしに、そのために法律に定める裁判管轄から除外されることはない。

何人も、一般の刑事法または行政法に基づき、あれこれの違法行為に対して、重ねてその刑

事責任および行政責任を課せられることはない。

第 6 4 条

① 任意の公的またはその他の訴追の際、市民は、

法律にしたがい、裁判所における迅速で公開の裁判で、必要な場合には、陪審員裁判において、その尊厳を擁護する権利を有し、いかなる事態であれ、そのような裁判的保護を拒否されることはない。

防禦は、法律事件の審理のあらゆる審級およびあらゆる状態における人の奪われることのない権利である。

② 任意の根拠により勾留され、身柄を拘束され、刑事事件または行政事件に問われ、または問われたすべての者は、その事件に弁護士（防禦人）を依頼し、直接の参加を求める権利を有する。国家は、すべての市民が資格のある法律援助を利用できるよう必要な条件整備を保証する。

③ 裁判所においては、各人は尋問を受ける権利を有する。

第 6 5 条

① 刑事事件および行政事件に関する証拠の提示および根拠づけの責めは、無罪推定原則にしたがって、公訴人にこれを負わせなければならない。

② 何人も、本人、配偶者および近親者の利益に反して証言する義務を負わない。

③ 何人も、有罪の唯一の証拠が自白である場合には、有罪であるとはされない。

④ 法律に違反して得た証拠は、これを存在しないものとし、裁判においてこれを採用することはこれを認めない。

第 6 6 条

① 犯罪遂行の嫌疑をかけられた者の勾留の許可および延長（継続）は、裁判所がこれを決定する。社会秩序維持機関および国家保安機関は、何人に対しても逮捕した日の翌日を超えて勾留することはできない。それまでの間に、逮捕された者は、釈放され、または裁判所に送致され、裁判所は、その日のうちに勾留に関する理由を付した文書による決定を行い、もしくはその者の釈放に関する処分を行う。

② 所定の手続により取り調べを行う刑事事件に関する未決勾留の期間は、1年を超えることはできない。例外的な場合、この期間は、6ヶ月を超えない範囲でこれを延長することができる。

第 6 7 条

① 憲法の定める裁判の原則は、ロシア連邦のすべての裁判所および裁判官にとって共通で統一的なものである。

② ロシア連邦の裁判の統一は、ロシア連邦最高裁判所がこれを保障する。事件の審理および裁判実務に関するその判断において採用されるロシア連邦最高裁判所の司法判断は、しかるべき事件の審理に際してすべての裁判所および裁判官がこれを適用しなければならない。

第 2 節 ロシア連邦最高裁判所

第 6 8 条

① ロシア連邦のすべての裁判所の頂点に立つ最高の裁判所は、ロシア連邦最高裁判所である。

② ロシア連邦最高裁判所は、

憲法の効力、適用および解釈についてのすべての紛争、意見の違い、疑問、連邦および構成主体、連邦構成主体相互のあいだの紛争を解決し、

法律およびその他の規範的法律的アクトの憲法との不一致がある場合にそれらの違憲性を承認し、

基本的権利および自由の侵害に関連した市民の訴えに基づくすべての問題を解決し、

裁判実践に関する判断を行い、

ロシア連邦大統領選挙の合法性を承認し、その判断を行い、

ロシア連邦大統領に対する告発によるロシア連邦大統領の解任に関する問題についての判断を与える。

本項の適用の手続およびロシア連邦最高裁判所の権限に属するその他の問題は、組織法によってこれを定める。

③ 任意の審級における裁判事件の審理の際に、法律またはその他のアクトの憲法適合性についての問題が生じた場合は、裁判所の決定により、その審理は停止し、最高裁判所に照会を行うものとする。当該事件の審理は、照会に対する回答を受領した後にこれを再開する。ロシア連邦を構成する共和国の法律およびその他のアクトについても、同様の手続を適用する。

④ ロシア連邦最高裁判所は、最高裁判所の各部および最高裁判所の検事の活動に対する監督を行う。最高裁判所は、自らのイニシアティヴにより、最高裁判所の各部の判決が関わる任意の事件をその審理に移すことができる。

⑤ ロシア連邦最高裁判所の判決は結審であり、異議申し立てを行うことはできない。

第 6 9 条

① ロシア連邦最高裁判所は、9人の裁判官からこれを構成する。ロシア連邦最高裁判所の裁判官になることができる者は、裁判官として5年以上、または法の専門家として自選する法学教授を含む、15年以上の法律専門職の職歴を有する満35歳以上の市民である。

② ロシア連邦最高裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案により上院がこれを任命する。その提案には、ロシア連邦最高司法官の各候補者に関する判断が添えられなければならない。裁判官の候補者の審議および裁判官の任命の際の上院の聴聞は、公開で行われる。上院は、候補者の審議に関して発言を希望する任意の市民の意見を聞かなければならない。

③ ロシア連邦最高裁判所長官は、裁判所の全構成員が行う提案により、3年任期でその構成員のなかから上院がこれを任命する。

第 7 0 条

① ロシア連邦最高裁判所には、それぞれ対応する法律事件ごとの最高の裁判審級として以下の部を組織する。

人権（擁護）部

刑事部

民事部

労働社会問題部

仲裁裁判部

懲戒裁判部については、これを組織法によって設置することができる。

② ロシア連邦最高裁判所のもとに、ロシア連邦検事を統括する検察機関を設置する。検察機関は、刑事事件および行政事件の提訴および取り調べの際の適法性に対する監督を行い、裁判の独立のあらゆる侵害の除去、裁判所の決定および判決の遂行の保障に関する措置を講じ、憲法に違反する連邦法律およびその他の規範的アクト、ならびに憲法および連邦法律に抵触する共和国、

県、自治駅民族共同体および地方自治体のアクトを裁判所に申し立てる。検察機関は、その機能を適法性の原則にしたがい、その固有の機関および裁判所への従属を通してその機能を実現する。

③ 刑事事件および行政事件に関する取り調べおよび公訴は、裁判所および検察機関とは別々にこれを行う。刑事事件および行政事件に関する取り調べは、社会秩序および国家的保安の保護に関する機関のシステムにおける特別の機関がこれを実施し、公訴はこの機関の下にある公訴委員によって維持される。

第 7 章 地方自治

第 7 1 条

① 年、町、村、村落 *станица и деревня*、その他の地域的単位の住民の生活の全般的諸問題は、国家権力から自律的な地方自治原則によりこれを解決し、これらの機関は、憲法、連邦法律および共和国の法律に適合する範囲においてすべての地方的問題を管轄する。

② 地方自治 *муниципальное самоуправление* は、地域的単位の境界ないでこれを組織する。住民または地方自治機関の決定により、単一の地方自治システムを樹立し、地方、州の議会 *земство*、コサック特別区およびその他の地方自治体の連合を組織することができる。

都市は、その自立した独立の地方自治体を組織する権利を認められる。

③ 地方自治体は、議会、住民総会（スホート）、地方レフェレンダムまたは住民の選挙した地方自治（体）の憲章および諸規程に基づいて、行動する。

第 7 2 条

① 地方自治は、住民の選挙した市長、市長（町長）、コサックの長、選挙による長、村および村落の長老、その他の自治体の権力およびその下に設置される執行機関がこれを実行する。

② 自治体の長は、6ヶ月以上居する市、その他の居住地点のすべての成年市民が、普通、直接、平等、自由および秘密の選挙の競争原理により、これを選挙する。

③ 自治体の長の候補者になりうるのは、満21歳になったロシア連邦市民である。自治体首長の当該地域における居住は、義務的である。

④ 自治体権力の長は、選挙の後、地域の住民に公的な誓約（教書）を行う。

⑤ 地方自治（共同体）の憲章および規程において、地方生活の諸問題に関する規範的アクトを作成し、地方予算、地方自治機関の構造を承認し、地方自治体に関する評価を行う権限を有する市会、ゼムストボ議会、その他の自治体の機関の住民による選挙を定めることができる。

第 7 3 条

① 自治体権力の長およびその他の地方自治体の機関の活動の原則は、地域、その住民の地方的利益である。地方的利益の表現のために、レフェレンダム、アンケート調査、公開審議等々が利用される。

② 連邦法律および共和国の立法アクトにおいては、憲法にしたがい、地方自治の基本原理および原則を定め、ならびにロシア連邦および共和国にとって共通の規範および規程を制定することのみができる。立法機関および国家管理機関は、自律的な地方自治を制限するいかなるアクトもこれを制定することはできない。このようなアクトにたいしては、違憲であるとしてロシア連邦最高裁判所に申し立てることができ、これらのアクトの審理を裁判所が受理した場合、裁判所の判決が出るまでのあいだ、その効力を停止する。

③ ロシア連邦の法律において、当該地域のために連邦法律の例外を定め、その地域に追加的権

利を与える特別の特権を定めることができる。

④ 地方自治機関は、憲法および連邦法律に抵触するアクトを制定することはできない。これらのアクトは、共和国または県の裁判所において、ならびびロシア連邦最高裁判所において、検察機関がこれを申し立てることができる。

第 7 4 条

① 自治体権力の長のもとに、行政庁（市役所、県庁、官房）を形成する。行政庁は、連邦機関、共和国機関および県の機関と、財政、税、環境保護、財産の管理に関して協力する。国家機関および自治体機関の共同決定により、国家執行機権力および地方自治の機能を同時に遂行する機関を設置することができる。

② 地方自治の領域における社会秩序の保護は、その行政庁がこれを行う。市、町の役所、その他の大きな居住地点の行政庁には、自治体警察（民警）を組織することができる。

③ 地方自治の領域では、連邦裁判所および検察機関と並んで、治安判事が活動する。治安判事の任命手続、権限は、法律によってこれを定める。

第 7 5 条

① 共和国または県（地方、州）の範囲内の地区または管区、その他の合併地域においては、それぞれの共和国または県の代表の参加を得て、定期的に、自治体権力の首長の大会または会議を招集し、勧告的および義務的な決定を策定することができる。地区または管区の大会（会議）では、国家・行政権力および管理機関ではない官房を設置することができる。

② 自治的民族共同体である地区および管区においては、住民の要求により、民族的伝統および慣習にしたがった代用きかのおよび管理機関を設置することができる。その形成手続、地位、機能および権限は、共和国または県の権力および管理機関の協議し、憲法の地方自治に関する本章の規定に適合するしかるべき規範的アクトにこれを定めるものとする。

第 8 章 憲法改正および憲法の改訂

第 7 6 条

① 憲法は、これを不变なものとする。憲法のテキストの個々の変更は、憲法の定める特別の手続とともに、その採択（第 5 4 条 5 項）はロシア連邦の構成主体である共和国および県の 3 分の 2 以上の批准を必要とする、特別の改正方法でのみこれを行うことができる。

② 民主的で、世俗的な法治国家であり、その政治において軍国主義的目的を認めないロシア連邦の特性から派生する憲法規定、ならびに人の基本的権利および自由に関する憲法規定は、これを改訂の対象とはできない。

③ 本条 2 項に掲げる憲法規定を変更しようとする改正提案が国家会議および上院の代議員総数

の3分の2の投票で支持された場合、連邦立法議会は、これを解散し、憲法制定議会を招集し、憲法を改正しないことを承認するか、またはロシア連邦新憲法の起草準備を宣言し、そのための必要な手続を定める。

(憲法の移行規定案)

死刑の廃止の期間および手続、ならびに特に重大な犯罪に対する死刑の代替措置は、組織法によって定めることとする。この法律が採択されるまで、死刑は、ロシア共和国刑法典第102条に掲げる加重事情がある場合の故意の殺人、および同刑法典第66、67、77、191および240条に掲げる犯罪の遂行の際の故意の殺人または人びとの廃絶(大量殺人?)に対してのみ、これを適用することができる。

連邦立法議会が招集されるまでは、その権限は(法律の採択および憲法改正に関する権限を除き)、憲法が施行されたときに組織されているロシア連邦最高会議がこれを行使する。

その際、国家会議の機能は、最高会議共和国院がこれを遂行し、上院の機能は最高会議民族院がこれを遂行する。

第1会期の連邦立法議会の選挙は、遅くとも1990年〇月〇日までに実施する。

連邦立法議会代議員選挙法は、ロシア連邦最高会議がこれを制定する。

この手続によりこの法律が1990年〇月〇日までに採択されない場合、その採択のために憲法制定議会が招集される。

連邦立法議会の代議員とならなかったロシア連邦人民代議員は、審議権を持って連邦立法議会の活動に参加することができる。その期間、ロシア連邦人民代議員の活動の保障に関する規定は、その効力を維持する。

ロシア連邦大統領は、全人民によって選挙された任期中、憲法第40、43～48条にしたがい、国家元首として行動する。

憲法にしたがってロシア連邦大臣会議が形成されるまで、ロシア連邦大統領および現行のロシア連邦政府が、憲法の施行のときに有していた権限に基づき、国家の最高執行権力の機能を遂行する。

県の臨時の地位および構成は、ロシア連邦最高会議が制定する法律によってこれを定める。

ロシア連邦大統領が、この法律の策定、その審議、ならび地方および州の行政長官との協議を保障し、遅くとも1990年〇月〇日までにロシア連邦最高会議に草案を提案することを確認する。

県の臨時の地位および構成についての法律に基づいて、上院議員の選挙のための選挙区が定められ、県知事および県議会代議員の選挙を行うことができる。

県の臨時の地位および権限についての法律は、連邦立法議会が憲法第 22 条 3 項が定める組織法を制定するまで、その効力を有する。

ロシア連邦憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、共和国の最高裁判所、州および地方裁判所、地方、州の国家仲裁機関、人民裁判官は、憲法第 6 章が定める連邦最高裁判所および他の裁判機関の設置までは、その地位および権限に関する法令に基づいて、活動する。

—完—

注記) 裁判所の *палат* は、刑事部、民事部の部にあたる